

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰に伴う小学校給食の無償化	①物価高騰が長期化し、安定的な給食運営の継続が困難な状況下において、国・府からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当することで、子育て世帯の経済的負担を軽減するもの。 ②国基準額(月5,200円)を超える費用(学校給食会にする給付) ③学校給食無償化補助金 (小学校:410円×8,990人×11ヶ月=41,000千円) ④市内小学校の児童(教職員分除く)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰に伴う中学校給食費の支援	①物価高騰が長期化し、安定的な給食運営の継続が困難な状況下において、現行の給食費では不足する費用を公費負担することで、子育て世帯の経済的負担を軽減するもの。(値上げ抑制) ②中学校の現行の給食費では不足する費用(学校給食会にする給付) ③学校給食費保護者支援補助金 (中学校:810円×4,692人×11ヶ月=42,000千円) ④市内中学校の生徒(教職員分除く)	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減額事業	①物価高騰対策として、市民生活及び事業者支援を目的に、水道料金の基本料金全額を6か月間減額するもの。 ②水道事業会計に繰り出し(水道料金の減額に係る費用) ③水道料金の減免 (一般世帯:基本料金分 550円×64,932世帯×6ヶ月=214,276千円) (その他:口径数に応じた基本料金×16,527件×6ヶ月=66,041千円) 【その他の内訳】 66,041,580円 2,640円×394件×6ヶ月=6,240,960円 4,510円×125件×6ヶ月=3,382,500円 12,870円×26件×6ヶ月=2,007,720円 24,200円×3件×6ヶ月=435,600円 60,500円×3件×6ヶ月=1,089,000円 2,200円×1件×6ヶ月=13,200円 1,100円×47件×6ヶ月=310,200円 550円×15,928件×6ヶ月=52,526,400円 (福祉減免対象者:▲8,573千円) 水道料金システム改修委託料 3,300千円 通信運搬費:44千円 ④家庭や事業者等すべての水道使用者(但し、公共施設や他市給水を受ける一部の対象者は除く)	R8.4	R8.10
4	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小中学校の光熱費高騰分への充当	①エネルギー価格高騰の影響により、光熱費が増加している状況の中、価格高騰分に対し、当該交付金を充当することで、安定的な学校運営の継続を図るもの。 ②小中学校の光熱費高騰分 (R3年度比較) ③電気使用料、ガス使用料:232,218千円 小学校:247,001千円(R8予算)－108,102千円(R4決算)=138,899千円 燃料費高騰分:15,468千円 電気使用料高騰分:83,109千円 ガス使用料高騰分:40,322千円 中学校:144,991千円(R8予算)－51,672千円(R4決算)=93,319千円 燃料費高騰分:18,211千円 電気使用料高騰分:47,948千円 ガス使用料高騰分:27,160千円 ④市内公立小中学校	R8.4	R9.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	自治会等が所有する防犯灯の電気代補助	①物価高騰対策として、自治会等が所有する防犯灯の電気代補助することで、地域防犯の安定的な自治会運営を図るもの。 ②市が補助する電気代に係る補助の増額分 ③30,449千円×50%=15,224千円 ④町会・自治会	R8.4	R9.3